

「出資金払戻請求書」兼「退職組合員加入承認申請書」

ご退職または再任用等を終了される学生協組合員の方は本用紙をご提出ください。出資金のお取扱いおよび組合員資格の継続等について本用紙による意思確認が必要となります。ご利用状況を確認のうえご返信をお願いいたします。※定年延長・再任用・講師等で今後も勤務される方は「脱退」を除き、本用紙の提出は不要です。

記入日： 年 月 日

組合員番号		退職年月日	(西暦) 年 月 日
(フリガナ) 氏名		最終所属名	
(現住所) 〒□□□ - □□□□		自宅 ()	-
		携帯 ()	-

※再任用の方は再任用終了時の所属名を記入ください

【「退職後継続組合員」にかかる意思確認】(本誌裏面の注意事項もお読みください)

ご退職後について、継続・脱退のいずれかを選択してください。希望される項目に☑または○印をお願いします。

「継続」 **退職組合員に加入申請します** (退職後も学生協事業を利用します)

千葉県学校生活協同組合 理事長 殿

千葉県学校生活協同組合の定款および退職組合員資格規程・退職組合員資格規程細則に基づき、組合員の加入申請をいたします。(資格規程等は右下の二次元コードより確認いただけます)

- お預かり出資金より継続出資金 1,500 円を差し引いて返還いたします。下記の送金口座欄をご記入ください。ただし出資金総額 2,100 円未満の方は全額そのままお預かりさせていただきます。その後年会費等はございません。
- チラシ等の自宅配達について希望する項目に☑をお願いします。→ 希望する 希望しない

「脱退」 **学生協を脱退します** (今後学生協事業を利用しません) 下記①～③をご確認ください

現在お預かりしている出資金を全額返還いたします。学生協の事業はすべてご利用できなくなります。

- 該当する方は☑をお願いします → 退職後も県内公立学校・教育機関に勤務しますが、学生協は利用しません。
- 組合員特典カード<学生協ゴールドカード・ETCカード/ENEOS ASSOC カード/トラスト&フレックスカード>をお持ちの方は☑をお願いします → 脱退にともないカードを解約します。
- 加入団体保険のお取り扱いについて → 各保険会社へ解約または個人契約変更のご連絡をお願いします。**(裏面参照)**
この用紙では保険の解約はできませんのでご注意ください。

上記の事由により「定款第 13 条」に基づき、出資金の払戻しを請求いたします。下記口座へ送金ください。

金融機関	銀行 · 労働金庫 · 農協 信用金庫 · 信用組合			支店名※	本店 支店
金融機関コード	店番号※	預金種目 (いずれかに○)		口座番号 (右づめ)	
		・普通	・当座	・貯蓄	
フリガナ					
口座名義					

※ゆうちょ銀行の方は支店名・店番号欄に数字3桁の
【店名】【店番】(例: ○五八・058) をご記入ください。

[個人情報の取扱い] 「出資金払戻請求書」兼「退職組合員加入承認申請書」にご記入された情報(氏名住所・電話番号・メールアドレス・口座等)は、組合員管理・請求業務・各種ご案内等に使用し、それ以外には使用いたしません。

この用紙は**2026年4月30日(木)**までにご返送ください。

202603T

出資金返還日については裏面を参考ください。

退職組合員に関する規則等は
こちらからどうぞ ⇒ ⇒



申請時の注意事項（ご利用状況をご確認ください）

ご利用のある方は、学生協より毎月（月々の保険料等）または利用月分の請求が発生しております。
(学生協ゴールドカード・ETCカードについてはカード会社より請求となります)

B

1 グループ保険に加入の場合

- 継続 ⇒ 保険を継続いただけます。（詳細については下記明治安田生命保険会社へお問合せください。）
脱退 ⇒ 継続不可となるため保険解約の手続きが必要になります。ご本人様より下記まで、保険解約のご連絡をお願いします。

連絡先：明治安田生命保険相互会社 公法人第二部

TEL : 03-5289-7146 月曜日～金曜日（祝日を除く）9:00～17:00

2 アフラック・東京海上日動火災保険（自動車・がん）・三井住友海上火災保険（自動車）に加入の場合

- 継続 ⇒ 継続して団体割引が適用されます。
脱退 ⇒ 保険の継続は可能ですが、団体割引が適用されません。ご本人様より取扱い代理店へ個人契約変更の手続きをお願いします。

3 大樹生命・明治安田生命・ジブラルタ生命・富国生命 に加入の場合

所属勤務（再任用、講師等含む）を終了されると組合員継続・脱退に関わらず団体契約が終了となります。
各保険会社へご本人より個人契約変更の手続きをお願いします。

4 かんぽ生命に加入の場合

退職される方、給与控除対象外となる方（暫定再任用、臨任、期間講師等）はご所属の有無および組合員継続、脱退に関わらず団体契約が終了となります。（定年延長は団体契約継続可）

個人契約変更の手続きについては「**学生協 保険担当 TEL0120-24-6294**」までご連絡ください。

学生協の団体扱い保険	※所属勤務あり（給与控除外） (再任用・講師・市職員 等)	退職組合員 (所属勤務なし)	脱 退
1 グループ保険	○	△	×
2 アフラック・東京海上日動火災・三井住友海上火災	○	○	×
3 上記以外の団体保険	○	×	×
4 かんぽ生命	×	×	×

○：ご利用できます △：一部ご利用できない商品があります ×：ご利用できません

※知事部局、私立学校は学生協の所属外のため退職扱いとなります。所属先についてご不明な場合はお問合せください。

◇ 学生協ゴールドカード・ETCカード／ガソリンカード（ENEOS ASSOC・出光トラスト＆フレックス）

継続 ⇒ 継続して年会費無料でご利用いただけます。新規でお申込みも出来ます。

脱退 ⇒ ご利用できなくなります。カードにハサミを入れて処分をお願いします。

上記のカードについて「脱退」を選択された方については、カードの有効期限に関わらず学生協よりカード会社に解約手続きをいたします。公共料金支払いやネット決済に利用している方、ETCカードを常時利用されている方（ETCカードだけの継続はできません）等、ご注意ください。

◇ 学生協マイページ・その他 WEB サービス

継続 ⇒ 継続してご利用いただけます。各種キャンペーン等にもご参加いただけます。

脱退 ⇒ マイページの閲覧、デジタル組合員証のご利用は出来なくなります。出資金返還までは閲覧可、ご案内メール等が届きますのでご了承ください。

◇ チラシ等の物販のご利用（継続の方のみ）

希望される方へ学生協のチラシを定期的にご自宅へお届けします。この用紙表面の記入欄でお申込みください。
3月末付け退職者へのチラシお届け開始は7月以降となります。

◇ 退職後のお支払方法について（継続の方のみ）

保険料、物販等のご利用代金のお支払いは預金口座から自動振替となります。学生協へ「預金口座振替依頼書」をご提出ください。口座振替手続きが完了するまでは払込取扱票（発行手数料有料）を発行いたします。

◇ 出資金返還について

- ・**2026年3月末付退職**される方の返還日は継続・脱退とも**同年8月末**の予定です。最新の出資状況はマイページでお知らせいたします。返還前に返金口座の内容に変更が生じましたら必ずご連絡ください。
- ・「脱退」を選択した方について、返還時までにご利用代金の未払い（分割の場合は残額一括のご請求となります）、グループ保険解約の手続きが確認できない場合は、出資金の返還を保留とする場合がございます。

【お問い合わせ・ご連絡】 千葉県学校生活協同組合 管理課 宛 （土日祝日は休業）

TEL 0120-24-6294 FAX 0120-55-2130 www.jcgsk.com ← 千葉県学生協で検索